

令和6年12月11日

特別用途食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

今回許可を行ったのは、別紙の2件です。

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、「特別用途食品とは」を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示課 松浦、挽地

TEL : 03-3507-9220 (直通)

(別紙)

番号	区分	商品名	申請者	法人番号	許可を受けた表示内容	許可番号
1	えん下困難者用食品	アイソカル ゼリー たんぱくプラス	ネスレ日本株式会社	4140001033865	本品は、誤嚥防止を目的としたえん下困難者に適した食品です。	第2024014号
2	総合栄養食品	アイソカル100	ネスレ日本株式会社	4140001033865	本品は、食事として摂取すべき栄養素をバランスよく配合した総合栄養食品です。通常の食事で十分な栄養を摂ることができない方や低栄養の方の栄養補給に適しています。	第2024015号